様式第２（第４条関係）

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の33第４項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

真

押　出
スタンプ

年　月　日生
年　月　日交付

原子力規制委員会　印

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第51条の33　原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

２　原子力規制委員会は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者（所有者の住所が明らかでない場合にあつては、占有者。以下この項において同じ。）並びに木竹又は垣、柵等の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

３　第１項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

４　第１項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～一の三　（略）

一の四　第51条の33第５項の規定に違反して、同条第１項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一の五～十二　（略）

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。